

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

◆豪雨災害リスク

平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月西日本豪雨により市内全域が災害に見舞われ多くの財産と尊い人命が失われた。

令和 5 年梅雨前線豪雨に於いては大きな被害は少なかった一方で、原形復旧が実施された黒川や佐田川をはじめ多くの河川では氾濫による農地が被災した。

度重なる災害で復旧事業を繰り返す非効率さと被災した方々の事業継続意欲の減退が懸念される。

朝倉市では令和 2 年に市内 3 つの目のダムが完成した。渇水対策と共に豪雨災害に対する備えや治水整備と併せた総合的な減災対策が進んでいる。

◆感染症リスク

令和 2 年 1 月 突如発生したコロナウイルス感染症は地域全土に拡大し、今なお発症リスクは続いている。

拡大中は人との接触を避けるため自宅待機やテレワークなどが推奨され飲食店をはじめとする小売店舗は経営の危機に立たされた経験を持っている。

令和 5 年 5 月に感染法上の位置づけが 5 類へ引き下げられ、経済活動も平時に戻っており、国の支援や経営の改善を図るための補助金を活用した事業の再構築も進んでいるものの、ひとたび感染拡大が起これば有効な手段がないことは否めない。

◆地震リスク

昨今、日本国中で地震の発生が増加している。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島沖地震は半年を経過した今でも復旧は遅々として進まない状況のようだ。巨大地震が今後 30 年以内に起こる確率は 70～80%と言われている。

幸い朝倉地域に於いてはこれまでに大きな地震を経験したことはないが警固断層の動きが活発化すれば大きな被害を招く恐れがある。

(2) 商工業者の状況（朝倉市全域）

- ・ 商工業者数 2, 553 事業所（農林漁業含む）
- ・ 小規模事業者数 1, 683 事業所（農林漁業含む）
- ・ 内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
農林漁業	70	67	市内に広く分布している
鉱業、砕石業、砂利採取業	0	0	
建設業	265	255	市内に広く分布している
製造業	225	168	市内に広く分布している
電気、ガス、熱供給、水道業	4	0	市内に広く分布している
情報通信業	6	6	市内に広く分布している
運輸業、郵便業	70	46	市内に広く分布している
卸売業、小売業	719	492	市内に広く分布している
金融業、保険業	30	23	市内に広く分布している

不動産業、物品賃貸業	7 9	6 8	市内に広く分布している
学術研究、専門・技術サービス業	7 2	5 8	市内に広く分布している
宿泊業、飲食サービス業	2 9 3	1 9 1	市内に広く分布している
生活関連サービス業、娯楽業	2 0 7	1 7 9	市内に広く分布している
教育、学習支援業	4 2	2 8	市内に広く分布している
医療、福祉	1 8 7	7 8	市内に広く分布している
複合サービス、サービス業、その他	2 8 4	2 4	市内に広く分布している

出典：H 2 8 年度経済センサス調査および日商調査

(3) これまでの取組

◆朝倉市の取組

1. 朝倉地域防災計画（令和4年3月改定）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝倉市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）対策に関し、朝倉市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として朝倉市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

2. 朝倉市地域強靱化計画（令和3年3月制定）

大規模自然災害による致命的な被害を負わない「強さ」と、迅速に回復できる「しなやかさ」を持った安全・安心な社会の実現に向け、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する取組を平時から総合的かつ計画的に推進。

◆朝倉商工会議所及び朝倉市商工会の取組

- ・朝倉商工会議所BCP計画策定（令和2年10月）
- ・朝倉市商工会BCP計画策定（令和2年12月）
- ・感染症拡大時に於けるリモートワーク実施や分散型業務の展開
- ・事業者BCPに関する施策の周知
- ・朝倉商工会議所事業継続力強化計画策定ワークショップ開催（令和5年10月26日・11月24日）
- ・朝倉市商工会事業継続力強化計画策定ワークショップ開催（令和5年8月23日・令和5年9月4日）
- ・災害時における被害状況連絡システム導入と通報訓練実施
- ・福岡県火災共済協同組合との連携による補償制度の加入推進
- ・東京海上日動火災保険（株）との包括連携協定締結（令和2年12月）による地域防災力強化、BCP策定セミナー開催並びに補償制度加入推進

II 課 題

- ・度重なる豪雨災害に見舞われており、防災に対する意識は高い地域であるが、事業者BCP計画策定に着手する事業者は少ない。
事業者に対し災害リスクを訴求できる人材不足と周知広報の在り方の再検討が必要である。
- ・山間に囲まれた地域が多く点在し、地盤の脆さも指摘されている。ひとたび豪雨災害が発生し土砂災害等に見舞われた際の避難道確保や支援物資の輸送や救援隊進入のための高規格道路整備の遅れ。
- ・現在では自然災害に加え感染症リスクなど事業を取り巻く環境は刻々と変化をしている。パンデミックの経験から次にどのような対策を講じるべきか適宜適切な情報開示を行うことが第一の方策であると考えられる。

Ⅲ 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の重要性を周知する。
- ・発災時に於ける連絡体制を円滑に行うため「商工会災害システム」を活用し県、市と情報の共有を図るフローが構築されている。
同システムの操作熟達のため適宜通報訓練を実施する。
- ・早急な復旧支援に対応するため、組織内の体制整備を行う。
- ・小規模事業者が災害リスクに対応できるようハザードマップの周知を行うとともに、速やかに災害からの復興が可能となるよう事業者BCPの作成支援、各種補助制度の広報周知、並びに担当者の育成や事業所向けセミナーを開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年12月に東京海上日動火災保険と朝倉商工会議所の間で締結した「包括連携協定」を基軸とし、東京海上日動火災保険が有するノウハウを活用するため、専門的な知見による事業者向けセミナー等の開催により事業者BCP策定支援を行い、地域防災力の強化を図る。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を活用し事業所立地場所の事前災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに取組む小規模事業者等の紹介を行う。
- ・感染症リスク発生時には正確な情報を入手するとともに速やかに広報周知を行う。
- ・小規模事業者に対し専門家を招き普及啓発セミナー及び事業者BCP策定の支援を行う。

2) 商工会議所、商工会並びに朝倉市当局自身の事業継続計画の策定

既に策定している同計画の見直しや修正を随時更新することで災害リスクの低減に努める。
また、小規模事業者に対し、有益な情報公開を行う。

3) 関係団体との連携

- ・包括連携協定を締結している東京海上日動火災保険より専門家の派遣を依頼し、会員または非会員である小規模事業者を対象に普及啓発セミナーを実施する。
- ・東京海上日動火災以外にも商工会議所、商工会で取り扱いのある損害保険会社に依頼し、

適宜適切な情報提供と保険加入の推進を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・朝倉市事業継続力強化支援協議会（構成員：朝倉商工会議所・朝倉市商工会・朝倉市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、朝倉市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害が発生した場合、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後に警戒レベル4（避難勧告）以上に引き上げられた際には1時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等）を朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行うとともに発熱などの症状が見受けられる場合は自宅待機を命じる。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合、朝倉市に於ける感染症対策本部の方針に基づき、朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策を決定する。
- ・豪雨災害は、職員自身の目視により命の危険を感じる状況と判断した場合は、職員自身の安全確保を第一として自宅待機を行い、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災し応急対策を講じることができない場合は役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を把握し、2日以内に情報の共有を図る。

「被害規模の目安」

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域に於いて「連絡が取れない」もしくは「交通網が遮断されている」などが起きており、確認がとれない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の状況はない。

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市は以下の間隔で被害情報を共有する。

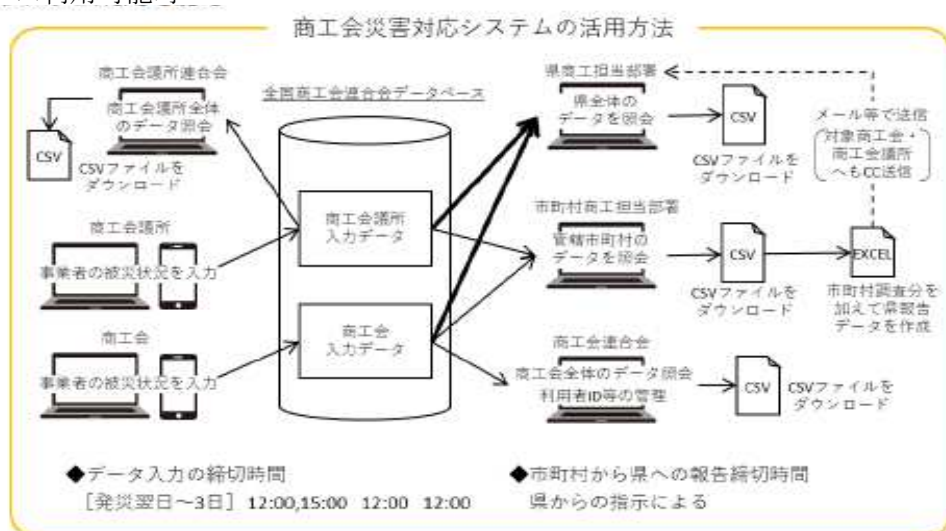
発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

- ・平成26年8月に朝倉市が策定した「朝倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

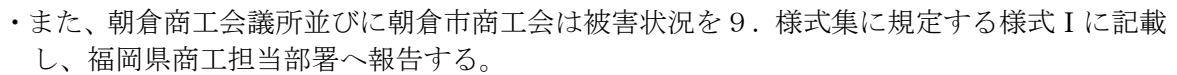
＜3. 発災時に於ける連絡体制＞

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて福岡県商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて福岡県へ報告する。
- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、朝倉市の商工担当部署へ情報共有し、福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムの利用が困難な場合、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間については朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会は原則、発災翌日の12時と15時2日目の12時、3日目の12時とし、発災時、福岡県から指示があった場合は、その指示によるものとする。朝倉市は福岡県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



- ・ 下図の流れで情報共有または報告を行う。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- 6

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福岡県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

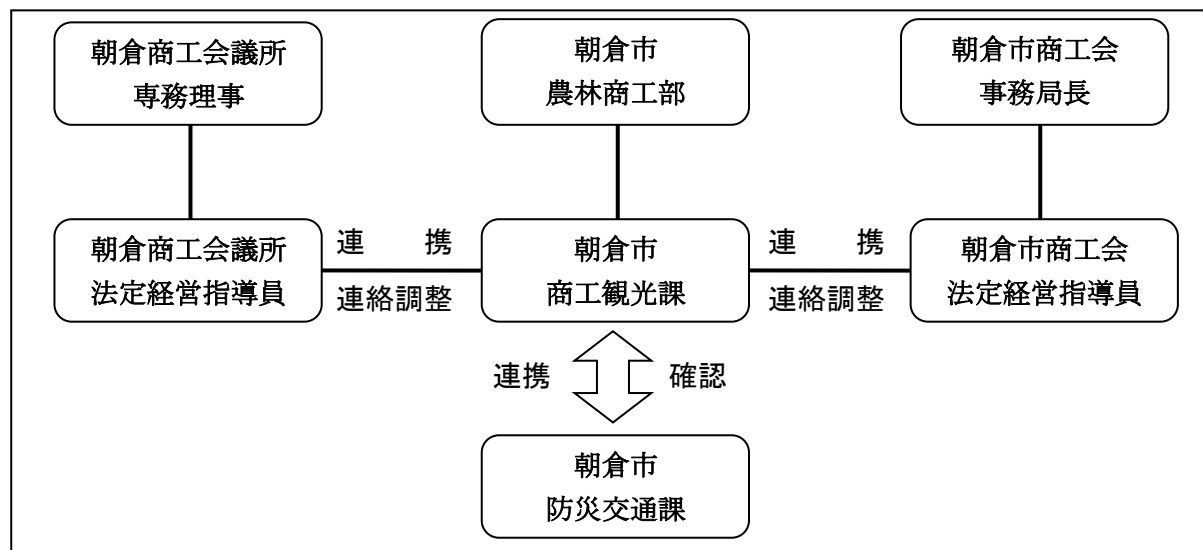
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 9 月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 朝倉商工会議所 岩村 真司
経営指導員 朝倉市商工会 出利葉 和彦

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取り組みの企画実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（年に 1 回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

朝倉商工会議所 〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11
TEL: 0946-22-3835 / FAX: 0946-22-5166
朝倉市商工会 〒838-1302 福岡県朝倉市宮野2053-2
TEL: 0946-52-0021 / FAX: 0946-52-3019

②関係市町村

朝倉市 商工観光課 〒838-1302 福岡県朝倉市宮野2046-1
TEL: 0946-28-7862 / FAX: 0946-52-1510

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
資料作成費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
専門家派遣費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1. 東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 久留米支社 〒830-0017 久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル7階 支社長 小柳 裕之	
2. 福岡県火災共済協同組合 〒812-0018 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 理事長 花田 稔之	
連携して実施する事業の内容	
・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・専門機関として損害保険の提案と保険制度見直し等のアドバイス ・損害保険加入につながる啓蒙活動 ・事業者BCP策定支援 ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会及び朝倉市へ災害時対応の有益な情報提供	
連携して事業を実施する者の役割	
・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・損害保険加入につながる啓蒙活動 ・事業者BCP策定支援（セミナー、個別相談会開催） （見込まれる効果） 朝倉地域で発生しうる災害リスクの周知と損害保険制度加入促進を行うことにより事業者BCP策定の機運醸成を図るとともに策定支援を行う。 災害リスクを認識し、災害からの復興をスムーズに達成する小規模事業者を増加させることができる。	
連携体制図等	
<pre> graph LR subgraph LeftGroup [] direction TB A[朝倉商工会議所] B[朝倉市商工会] C[朝倉市] end subgraph CenterGroup [] direction TB D[東京海上日動火災保険] E[福岡県火災協同組合] end F[小規模事業者] LeftGroup <--> 連携 CenterGroup CenterGroup -- "リスク周知 保険制度普及 セミナー開催 BCP策定支援" --> F </pre>	